

平成25年11月6日

浪江町長 馬場 有 様

浪江町復興計画策定委員会委員長 鈴木 浩

## 浪江町復興計画【第一次】の進行管理についての提言(案)

平成24年10月に策定された浪江町復興計画【第一次】で掲げた復興施策等について、浪江町復興計画策定委員会において、町民と行政とが一体となって、取り組み状況やこれまでの成果を共有し、そのうえで今後の復興施策の方向性や事業の改善策について議論を行ってきました。

今般、「浪江町復興計画【第一次】の進行管理についての提言」として取りまとめましたので、下記(別紙)のとおり提言します。

本提言を踏まえ、復興に向けた各取り組みを改善し、迅速かつ確実に実施してください。また、国、県、町の取り組みや考え方が町民と共有されていないケースが散見されるため、より一層の各取り組みの丁寧な周知や見える化を図ってください。

## 記

1. 復興施策の中で、国・県の制度等の問題により課題解決が図られないものが散見されるため、これまで以上に国・県に課題解決のために必要な制度の創出や見直し、柔軟な制度運用などを強く働きかけていくこと。また、解決主体が国・県の施策についても、被災者に寄り添った施策展開となるよう、町としても主体的に後押しをしていくこと。
2. 町民協働による復興のためには、丁寧な対話の場と合意形成が必要ではあるものの、同時に復興のスピード感が求められている。町民と共に丁寧に進めていく施策と行政主導でスピード感をもって取り組む施策を整理し、復興を推進していくこと。また、本災害からの復興は町単独では相当に困難なことから、これまで以上に「町民」「行政区・自治会」「町民団体」「事業者」「外部団体」等との連携を強化し、それぞれがそれぞれの強みを活かし、一体となって復興を進めていくこと。
3. 町民が様々な選択をしていくうえでの前提が未だに不透明であり、個々人の生活再建もままならない状態であるため、一刻も早く明確にできるよう尽力すること。また、除染やインフラ復旧の進捗状況や町外コミュニティの整備状況など、町民が知りたい情報や、避難生活の不安が払しょくされるような情報を丁寧に周知していくこと。さらには、町民の選択が可能となるよう、復興の進捗状況を可視化していくこと。

4. 双葉郡内に建設が予定されている中間貯蔵施設など、復興に大きな影響を与える可能性のある施設建設等については、町民の意向を踏まえつつ、他町村と連携しながら慎重に進めていくこと。
5. これまで取り組んできた町民協働による検討をより一層充実・発展させていくためにも、様々な検討を進めるにあたっては、それぞれの分野の専門家の参画を推進し、町民の意向を反映していく中で、専門的な見地からの意見も十分に取り入れていくこと。
6. 以下（別紙）のとおり 9 分野に大別した提言について、町民の声としてしっかりと受け止め、今後の施策や事業に反映させること。また、提言を踏まえての改善状況などを町民に周知すること。  
（生活再建に関する分野）
  - ・賠償
  - ・就労、事業再開
  - ・健康管理
  - ・教育、子育て
  - ・避難生活支援
  - ・町外コミュニティ（ふるさと再生に関する分野）
  - ・除染
  - ・インフラ復旧
  - ・津波被災地復興
7. 現在、並行して検討を進めている「復興まちづくり計画」においても、本提言の内容を共有し、整合性をもって検討を進めていくこと。
8. 次年度以降についても、「町民協働による進行管理」を継続すること。また、実施にあたっては、町民委員の専門性等に沿った形で分野を分けて検討を行うことや、検討にあたって町民委員と国・県を含む職員委員との関係性の強化を図ること、専門家のより一層の参画による専門的な見地から検討内容を補強することなどに配慮して、検討体制を見直すこと。なお、避難生活の長期化により、参加が難しい委員が増加傾向にあることから、十分な検討体制がとれるように工夫すること。

# I 賠償についての提言

## 1. 賠償の基準について

- ①賠償が生活再建のための重要な要素となっていることを考慮して、町として、全体の利益に繋がるよう、引き続き賠償基準の底上げを図っていくこと。また、町村ごとの状況の違いはあるものの、被災地が結束して声をあげられるよう尽力すること。
- ②生活再建を果たすためには、町民それぞれが特別な努力をすることが必要なことを鑑みて、それぞれの努力に報いる賠償となるよう、町としても尽力していくこと。
- ③事業者の賠償については、民事案件に行政がどこまで関与できるかという問題はあるものの、これまで地域を支えてきた企業の社会的な側面を考慮して、町としても商工会などとの情報共有を図ること。
- ④一日も早く町民一人ひとりの生活再建が実現するよう、賠償以外の生活再建支援策についても強化・充実を図っていくこと。

## 2. 賠償の情報について

- ①賠償に関しての基本的な情報を改めて整理し、町民に正しく伝えること。また、周知の際には、自治会長などによる周知・伝達や、送付する文書を開封してもらえるような工夫をこらすなど、より踏み込んだ周知方法を検討し、実施すること。
- ②町民それぞれに事情が異なる個別のケースなどにおいては、相談の受け皿となる東京電力の体制の是正をこれまで以上に強く申し入れるとともに、浪江町役場の相談体制も強化していくこと。また、個別の事例集や実績集については、現時点では無用な混乱を避ける意味でも、無理に作成する必要はないが、今後の賠償の進展や状況の変化に合わせ、必要に応じて作成を検討すること。

## 3. 賠償と自立について

- ①被った損害に対する賠償は継続的にしっかりと求めていくものの、一人ひとりの生活再建が賠償に完全に依存することのないよう、自立支援や生活再建支援策の充実を図ること。
- ②町民それぞれが自立していくために、一人ひとりが将来像を描けるよう、町としても将来的な見通しを早急に示すとともに、復興の動きを可視化し、一人ひとりが次の段階に移行していくための前提を整えていくこと。また、心から自立していくために、これまで以上に心のケアや、町民同士やふるさととの繋がりや接点を充実させること。

## Ⅱ 就労・事業再開についての提言

### 1. 事業再開について

- ①原子力災害に被災した事業者のニーズに沿った補助事業や支援メニューとなるよう、引き続き事業者の声を集約し、国や県に既存事業の改善や新制度の創出を要望していくこと。また、国・県・町や東京電力における復興事業などで被災事業者を積極的に活用していく方法を模索すること。
- ②避難先、町外コミュニティ、ふるさと浪江、それぞれの場所で事業再開の選択ができるよう、早急に将来像を示していくとともに、再開環境の整備を加速すること。
- ③町としても、事業再開までの支援だけでなく、再開後のフォローアップなど、これまで以上に踏み込んだ支援の在り方を検討すること。また、受け身での支援だけでなく、再開事例のPRといった積極的な情報発信など、町側からのアプローチを充実していくこと。

### 2. 就労について

- ①現時点の就労支援策が有効な手立てとなっていないことを考慮し、まずは詳細な実態調査を行い、町民の就労意向を把握したうえで、実情にあった支援策の検討を行うこと。また、実態調査にあたっては、若年層からも十分な回答が得られるように工夫すること。
- ②町民それぞれが次の段階に移行していくために、場所に関わらず就労を支援していくこと。特に、雇用の場が失われている浪江においては、復興やまちづくりに関わる仕事の場が確保できるよう、引き続き検討を深めていくこと。

### 3. 産業再生について

- ①今後の地域経済を支える企業誘致を進めていくために、継続的に誘致産業の検討を進めるとともに、企業誘致を可能とするよう町内の環境整備を進めること。また、国・県・町が一丸となって産業再生の在り方を模索し、実現していくこと。
- ②大規模な企業誘致には相当の時間を要するため、短期的には町内での事業再開や雇用の場の確保に努めること。また、今後の復旧・復興を進めていく際の昼間人口の増加などを見据えて検討を進めていくこと。
- ③第一次産業の再生にあたっては、農地の保全など現時点で可能な限り産業基盤を保全・再生しておくこと。また、再生協議会や復興組合（仮）などの一次産業の今後の方向性を検討する場において、一次産業の担い手が参画した中で議論を深めていくこと。さらに議論の結果を、即時性をもって町民に周知すること。

### Ⅲ 健康管理についての提言

#### 1. 放射線による健康被害の未然防止について

- ①放射線や線量計に対する町民の更なる理解向上のため、従来の文章を中心とした情報発信だけでなく、新たな手法を試みること。
- ②各種検査の趣旨普及に努め、町民の意識向上を図るとともに、更なる受診環境の改善に努めること。趣旨普及に当たっては、自治会や行政区、民生委員との連携や、交流会などの活用を検討すること。
- ③放射線健康管理施策の推進に当たっては、その情報管理も含め、県民健康管理調査など国・県施策との連携に努めること。

#### 2. 避難生活による健康悪化の防止について

- ①医療費免除の来年度以降の継続や、住民票の取扱いの見直しなど、制度の継続や改善を要望していくこと。
- ②県内避難者と比べて支援が不足している県外避難者に対する支援の更なる拡充を図ること。
- ③健康悪化の防止に向けて、自治会や行政区、民生委員、震災前に活動していた団体などと連携して各種取組みを推進すること。
- ④町民自らが健康維持・改善に励むことのできる環境整備に努めること。町外コミュニティの整備に当たっても、避難先自治体や国・県と調整をおこない、その環境整備に努めること。

## IV 教育・子育てについての提言

### 1. 子どもたちの絆について

- ①再会の場については、今後も参加者数を維持していくよう努めること。
- ②震災当時の児童生徒へのケアを行う仕組みや今後の方向性について検討を行うこと。また、町も児童生徒やその保護者への心のケアを実施すること。
- ③成人式の案内については、避難先自治体の成人式に参加が可能であることを周知すること。

### 2. 子どもたちの学習環境について

- ①双葉郡の教育機関や浪江小中学校においては、浪江や地域の復興を担う人材の育成を図ること。
- ②区域外就学を選択した児童・生徒への支援については、就学先になじみ始めていることを考慮して、必要以上に干渉する必要は無いが、児童・生徒の状況に応じて浪江小中学校以外に通う児童生徒へも支援を行うこと。
- ③浪江の将来を支える子どもたちへの教育の在り方や向き合い方、考え方を改めて整理・検討し、明確に打ち出していくこと。

### 3. 文化財・伝統文化芸能について

- ①個人所有の文化財は、原則、個人保管だが、保管場所の周知や個別対応を継続実施すること。また、除染にあたっては、文化財が破損や消失することの無いよう取り扱いに留意すること。
- ②伝統芸能の伝承のための施策を展開すること。また、芸文協や各団体と連携を強化し、伝統芸能の普及を図ること。
- ③浪江の震災前の情報や歴史を後世に伝えていくために、町民の協力を得て情報を収集・伝承していくための施策を検討すること。

## V 避難生活支援についての提言

### 1. 生活支援について

- ①町民同士のコミュニケーションを促進するため、電話帳の情報の更新をおこなうこと。
- ②行政区や自治会、NPOなどへの更なる支援の拡充や負担の軽減を図ること。
- ③役場とNPOなど住民組織の連携強化に向け、相互の情報共有を促進すること。
- ④県内外の町民の避難生活向上に向けて、復興支援員の増員や管理体制の強化を検討すること。
- ⑤イベントの参加者が固定化し、減少傾向にあるので、参加者の増加に向けた施策や効果的な広報を実施すること。また、避難先住民との交流を活性化させること。
- ⑥浪江町内の防犯についての町民の不安を解消するため、防犯体制を強化すること。
- ⑦浪江町民の避難生活の向上のため、立入り規制の緩和や柔軟な運用など、浪江町内の交通の利便性向上を国に要望すること。

### 2. 情報発信について

- ①現在実施している情報発信の手段以外にも、効果的な情報発信の手段を検討すること。

### 3. 住環境について

- ①借上げ住宅については、住替えや更新などに町民の不安があるため、十分な情報提供をすること。

### 4. 避難先での安心な暮らしについて

- ①原発避難者特例法の拡充など避難先自治体での行政サービスの利便性向上のための施策を検討および要望すること。
- ②転出者に対して、可能な限りの支援や町政への意見の反映をおこなうこと。
- ③来年度以降の高速道路無料化についても、引き続き要望を実施すること。

## VI 町外コミュニティについての提言

### 1. 町外コミュニティの整備について

- ①町外コミュニティの考え方を共有するためにも、町民が今後の判断をしていくうえでも、町外コミュニティに関する情報をより詳細に、分かりやすく周知すること。また、現段階で公表できない情報なども、公表できる段階で即時性を持って周知すること。
- ②復興公営住宅建設の議論と並行して、町外コミュニティにおける絆の維持や繋がりづくり、就労や事業再開、教育環境の整備、健康づくりなどの検討も深め、コミュニティ機能を持った町外コミュニティが実現するよう進めていくこと。また、検討を進めていく際に、町外コミュニティに対して、町民の声が反映されるよう、町民と行政とが議論を深めていく場を設けること。
- ③被災自治体では、町外コミュニティの受入れ市町村ごとに行政機能を分散せざるを得ない状況が懸念されるため、被災自治体同士での広域連携によるコミュニティ運営や行政サービスの展開を推進すること。また、浪江町で進めている3か所のコミュニティのネットワークを形成し、3か所が連動して運営できるよう検討を進めること。

### 2. 復興公営住宅の整備について

- ①国、県、受入れ先自治体との調整を加速化させ、復興公営住宅整備に関する情報を早急に示し、町民それぞれが判断できるようにすること。また、現時点での入居希望に基づく整備戸数については、見通しが明らかになるにつれ大幅な変更が予想されるため、希望者の増減に対応できるよう、柔軟に進めていくことを国、県に申し入れること。
- ②魅力的な住環境を実現するためにも、今後整備していく住宅に対して被災者の声が反映できるよう、町民の声を集約し、国や県に訴えていくとともに、間取りや付帯設備などに対して、実際に入居を希望する町民が意見できる場を設けるよう県に申し入れること。
- ③利便性の高い箇所へスピード感をもって整備するために、集合住宅型を基本としつつも、並行して郊外型戸建て住宅や、民間アパートの借上げ方式による住宅確保についても検討を深めていくこと。
- ④復興公営住宅の整備に伴って、現在の住居から強制的に退去させられることのないよう、復興公営住宅以外の住居でも継続して生活できるよう十分に配慮すること。



## VII 除染についての提言

### 1. 除染の時期・進め方について

- ①ふるさとの再生、立ち入り者の無用な被ばくを避けるためには、早急かつ適切な除染が必要であることから、国に対ししっかりと除染を進めることを強く申し入れること。
- ②除染については、長期的な目標として掲げている年間1 mSv以下になるまで、繰り返し除染するよう、再度、国に申し入れること。
- ③町は、国が行う除染作業の内容を事前に確認すること。

### 2. モニタリング（放射線量の監視）について

- ①モニタリングについては、現在の公表データだけでは不十分なことから、町民視点でのモニタリングを実施し、適宜公表すること。
- ②不適切な除染がないよう、国に対し監視体制の強化を求めること。
- ③福島第一原発の事故対応について、現在の広報誌への折込み紙面ではわかりにくいいため、原発事故の収束や廃炉に向けてどのような作業をいつまでに実施するのかなど、原発の現状と今後のスケジュールなどをわかりやすく周知するよう東電に申し入れること。

### 3. 仮置き場の確保について

- ①それぞれの行政区の実情にあった進め方、対象に合わせた丁寧かつ分かりやすい説明になるよう十分に配慮すること。
- ②仮置き場の確保は丁寧に進めていく必要があり、時間を要することではあるが、除染についてはふるさと再生の基礎であるため、**仮置き場**を早急に確保できるよう迅速な対応を国に求めること。

## VIII インフラ復旧についての提言

### 1. インフラ復旧の考え方について

- ① ふるさとの再生にあたっては、帰る・帰らないの判断にかかわらず、しっかりと復旧させ、「いつでも帰られる環境」に再生すること。
- ② 復興まちづくり計画との整合性を保ち、効率的かつ早急なインフラ復旧を進めること。
- ③ 浪江町民だけでなく、近隣の被災町の町民が共存できるまちづくりも検討し、それに合わせたインフラ復旧を進めること。

### 2. 各種インフラ復旧について

- ①道路整備については、福島第一原発の現状を鑑み、避難道路の整備を優先させること。
- ②今なお道路未復旧のため帰宅できない地区もあることから、町民が安心して帰宅できるための道路整備を優先的に実施すること。
- ③上水道については、一定程度の使用が確保できないと、飲用水として提供できないとのことであるが、帰還者が少数でも飲用水として提供できる手法を検討すること。
- ④電気の供給については、計画的に復旧を進められるよう東北電力と連携して復旧を進めていくこと。
- ⑤JR 常磐線の早期復旧を要望すること。また整備完了まで時間を要する場合は代替バスを運行させるなど、帰還者の生活利便性を確保するよう関係機関に要望すること

### 3. 復旧工事に伴う廃棄物処理について

- ①インフラ復旧を進めるための最大の課題であるガレキ置き場の確保や再処理の対応を最優先に取り組むこと。
- ②早急に復旧工事に着手できるよう、町外の再処理業者に対し、ガレキの再処理業者による引き取りを引き続き依頼すること。
- ③復旧工事に伴う産廃の処理について、町外の再処理業者での処理が困難な状況が続くのであれば、町内に施設を建設するなど、別な手法で取り組むことも検討すること。
- ④町（事業主体）単独での仮置き場の確保は困難であるので、国が更に前面にたって確保するよう要望すること。

#### 4. 説明・情報提供について

- ①町の復旧・復興に関しての情報提供について、もっと丁寧に住民に伝わるように工夫をすること。特に広報誌は広い世代に周知できるツールであるため、広報のリニューアルも検討すること。
  
- ②住民への説明などは、小さな単位で丁寧な説明を行うとともに、説明者も町民視点で接するように心がけること。

## IX 津波被災地復興についての提言

### 1. 防災集団移転事業について

- ①津波被災地の居住者が帰町の判断を行うことは非常に難しいため、早急に防災集団移転事業の移転先や整備期間・事業内容などを提示し、判断ができる材料を整理・周知すること。
- ②防災集団移転事業の実施にあたっては、津波被災者の意向を十分に把握するように、説明会や意見交換会などを実施すること。
- ③帰還困難区域など長期間帰還できないことが懸念される地域住民のためにも、防災集団移転事業と同様な制度の構築を国へ要望すること。また、制度構築にあたっては、防災集団移転事業との間で柔軟な対応ができるよう、避難者視点の制度構築・運用となるよう国に申し入れること。

### 2. 共同墓地について

- ①共同墓地の設計にあたっては、地元の方の意見を十分に考慮して進めること。また請戸には**居住しておらず墓地だけが所在する方**も早急に調査をし、すべての方が移転できるようにすること。
- ②共同墓地の整備にあたっては、単なる墓地だけでなく、津波の際の避難場所も兼ねられるような施設整備を検討すること。
- ③帰還困難区域においても、高線量のため墓参り・納骨もできない状態であるため、同様の墓地移転事業などの創設を国に要求すること。
- ④**共同**慰霊碑は、町民の総意に基づいて場所を決定すること。

### 3. 太陽光発電について

- ①太陽光発電事業を進める上で、事業実施の目的を整理し、町民と共有すること。
- ②太陽光発電事業による利益が浪江町に還元されるような仕組みづくりを検討すること。
- ③建設予定地が優良農地であるため、農地を活かすことも再度検討すること。
- ④**土地利用・まちづくり・農業再開との整合について、より深く検討すること。**

### 4. 津波被災地の土地利用について

- ①防潮堤の整備にあたっては、周辺の景観に配慮した整備を福島県と調整すること。
- ②津波被災地の多くは災害危険区域に設定され、**土地利用が制限されることとなるため**事業残地がないように、有効に活用すること。
- ③津波被災地での住民説明においては、土地利用方針を一括して説明するようにすること。(事業単位での説明では津波被災地復興の全体像が把握できないため。)